

令和6年

第13回選挙管理委員会臨時会

日 時	令和6年10月27日（日） 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	議案第46号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第47号 期日前投票所の投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第48号 投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第49号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第50号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第51号 選挙人名簿から抹消すべき者について

議案第 46 号

投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 27 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月19日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票立会人の選任について

投票立会人の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第38条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙、第26回最高裁判所裁判官国民審査及び参議院岩手県選出議員補欠選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものとする。

議案第 47 号

期日前投票所の投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 27 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月19日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

期日前投票所の投票管理者の選任の変更について

期日前投票所の投票管理者の選任の変更について

第11回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第35号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 48 号

投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めること
について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 27 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月24日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更について

投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更について

第12回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第42号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 49 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 27 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月24日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

投票立会人の選任の変更について

投票立会人の選任の変更について

第12回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第43号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 50 号

期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 27 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和6年10月26日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

記

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

期日前投票所の投票立会人の選任の変更について

第11回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第36号 期日前投票所の投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第51号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和6年10月27日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和6年10月27日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 6 年 10 月 14 日 現在）の名簿登録者数 (A)		44,819	47,602	92,421
抹 消 者	死亡（10 月 27 日 まで）	36	42	78
	転出後 10 月 27 日 までに 4 箇月を経過した者 （令和 6 年 6 月 26 日 までに転出した者）	19	21	40
	計 (B)	55	63	118
今回（令和 6 年 10 月 27 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		44,764	47,539	92,303